

安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程に関する 日本電気協会への説明依頼事項（案）

1. 2008年版では「4.7 試験可能性」に「原子炉運転中でも試験ができる機能を有する設計とすること。」と規定されたものが、2020年版では「原子炉運転中でも各チャンネルが独立に試験ができる設計とすること。」¹と変更されています。「試験ができる機能を有する設計」を「試験ができる設計」に変更した理由について説明して下さい。

※ 「試験ができる機能」を有する設計とは、例えば、試験を開始するための操作スイッチを有する設計が考えられます。

2. 「(解説-19) ソフトウェアライフサイクル」の「(2) 各プロセスで実施すべき品質管理項目」の「(f) 変更プロセス」に規定する「ソフトウェアの変更要否について調査する。」に対する V&V は行うのか、行う場合に検証と妥当性確認のどちらに区分するとしているのか、説明してください。

¹ 「4.8 試験可能性」参照